

桐生市介護予防・日常生活支援事業 Q&A 7

*現時点での桐生市の考えを示すものです。(H28. 6. 15 時点)

問1 事業対象者が介護予防ケアマネジメントを申請し、総合事業の訪問型サービスを利用していたものが、要支援認定申請を行い、介護予防支援の暫定プランに基づいて総合事業の訪問型サービスと福祉用具貸与を利用していたところ、要介護1と判定された場合は、総合事業の訪問型サービスの利用分は全額自己負担となるのか。

(答)

要介護認定は、申請日に遡って認定有効期間が開始し、また要介護者はサービス事業を利用することができないため、上記の訪問型サービスは全額自己負担となってしまいます。

しかし、そうすると利用者の負担が大きくなるため、予め介護の暫定プランと介護予防支援の暫定プランの両方を作成していただき、利用者の負担を軽減できるよう取り計らっていただきたいと考えます。

<追記>

ただし、利用した訪問型サービスが介護予防訪問介護相当サービスであることが条件となります。今後、多様な訪問型サービスが構築され、そのサービスを利用していた場合には、要介護認定の方は利用できませんので、訪問型サービスの利用分については、全額自己負担となります。

(H28. 3. 23 時点 問1の変更)

問2 事業対象者として、介護予防通所介護相当サービス及び介護予防訪問介護相当サービスを利用する場合、原則、各週1回ずつの利用であるとのことだが、週2回の必要性がある場合は、認定申請を行うのか。

(答)

基本チェックリストを行った事業対象者は、原則、週1回ずつの利用となります。ただし、骨折等による怪我の完治までや退院後に体力が回復するまでといった一定期間に週2回利用の必要性がある方で、その後は、より自立に向けたステップに移行できる見込みがある方は、事業対象者として、週2回の利用が可能です。

この場合、事前に相談の連絡をしていただいたうえで、介護予防ケアマネジメントケアプランの原案とアセスメントシートを長寿支援課長寿支援係へご持参いただき、必要性について、確認させていただきます。

問3 事業対象者の有効期限は2年間としているが、介護予防ケアマネジメントケアプランの期間は2年間として差し支えないか。

(答)

2年間で問題ありません。